

10月1日からPay-easy(ペイジー)口座振替受付サービスを開始

キャッシュカードを専用端末に通し、暗証番号を入力するだけで口座振替の申込みができるサービスを開始しました。金融機関への届出印なしで、簡単に申込みができます。  
 対象科目 市県民税(普通徴収のみ)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料  
 対象金融機関 広島銀行、ゆうちょ銀行、もみじ銀行、中国銀行、三井住友銀行、伊予銀行、愛媛銀行、山口銀行、しまなみ信用金庫、中国労働金庫  
 受付場所 収納課、市民税課、因島・御調・向島・瀬戸田の各支所、御調保健福祉センター  
 〇収納課 (☎0848-38-9172)

1年に1回 浄化槽法定検査を

浄化槽を管理している人は、「保守点検」「清掃」と、浄化槽の機能が發揮されているかを確認する「法定検査(11条検査)」が義務付けられています。  
 毎年1回必ず受検し適正な維持管理に努め、きれいな水環境を守りましょう。  
 ※浄化槽を休止、廃止、管理者変更する場合は下水道課へ届出してください。  
 検査機関 (公社) 広島県環境保全センター  
 〇上下水道局下水道課 (☎0848-29-7010)

「化学物質過敏症」への理解と配慮を

一度に多量の化学物質に触れたり、微量でも長期間浴び続けたりすることで、突然化学物質に過敏に反応し、頭痛・耳鳴り・不眠・腹痛などの症状が現れる人がいます。  
 化粧品類・殺虫剤・除草剤・洗剤類・芳香剤・塗料・排気ガスなど、身近なものにも化学物質は含まれています。  
**暮らしの中で配慮してください**  
 ・家庭菜園、農地などで農薬や殺虫剤等を使用するときは飛散防止に努める。  
 ・塗装工事などは、早めに近所に工事予定を知らせるなどする。  
 ・人が集まる場所では、香水など香料を含むものの使用を控える。  
 〇環境政策課 (☎0848-38-9434) 健康推進課 (☎0848-24-1962)

清掃

～10月30日は「食品ロス削減の日」です～

- 【旧尾道・御調・向島地区】 〇尾道市クリーンセンター (☎0848-48-2900) 衛生施設センター【持込】・清掃事務所【収集】
- 【因島地区(原・洲江含む)】 〇南部清掃事務所 (☎0845-24-0432)
- 【瀬戸田地区】 〇南部清掃事務所瀬戸田分所 (☎0845-27-0454)

10月の「休日」のごみ持込受付(対象は家庭ごみです。)

26日(土)	御調清掃センター	8:30~11:00
27日(日)	尾道市クリーンセンター	8:30~12:00
	南部清掃事務所	
	瀬戸田名荷埋立処分地	

必ず分別をして持ち込んでください。(資源物・粗大ごみを含む)  
 ※向島クリーンセンター・因島リサイクルセンターは休日の持込受付はありません。

10月・11月の「祝日」などのごみ収集

休日にごみを収集する日	収集する地域	収集するごみ
10月14日(体育の日)	月・木曜がもやせるごみの収集地域	もやせるごみ
10月22日(即位礼正殿の儀の日)	火・金曜がもやせるごみの収集地域	
11月4日(振替休日)	月・木曜がもやせるごみの収集地域	

※もやせるごみ以外の収集はお休みです。  
 ※上記の祝日などは、ごみ持込受付はありません。

環境資源リサイクルセンター

(☎0848-48-2212) 10:00~16:30/月・祝日休館

11月の出張販売

10/23(水) 13:30~14:30	EMボカシ・EM活性液講習会 定10人 持米のとぎ汁(活性液)	11/13(水) 10:30~14:00	瀬戸田市民会館前駐車場
10/27(日) 13:30~	椅子の布カバー張替え教室 料100円 定2人	11/15(金) 10:00~14:00	道の駅クロスロードみつぎ
11/7(木) 13:30~15:00	ダンボールコンポスト講習会 料600円 定10人 持ダンボール2個	11/16(土) 10:00~14:00	市民センターむかいしま
リサイクルの日記念「本・CD・レコードセール」 ～10月20日はひとまわりふたまわりリサイクルの日～ 期間 10月19日(土)～27日(日)		11/10(日) 9:30~15:00	フリーマーケット〈出店者募集〉 ※おのみち市民健康まつり会場内。 料1区画1,000円 募集店数:7店

【お知らせ】環境資源リサイクルセンターでは、フェイスブックで情報発信しています。  
 〇 https://www.facebook.com/onomichi.recycle

日曜にも受け取れます マイナンバーカード

〇 マイナンバーカード(個人番号カード)の交付案内が届いた人は、10月27日(日)8:30~12:00 ※次回は11月24日(日)です。  
 〇 本庁市民課のみ  
 ※市民課以外の各支所が交付場所になっている人は、10月23日(木)までにご連絡ください。  
 〇 マイナンバーカード交付通知書兼照会書(交付案内に同封)  
 ・本人確認書類(交付案内参照)  
 ・通知カード(回収します)  
 ・住民基本台帳カード(回収します・お持ちの人のみ)  
 〇 市民課 (☎0848-38-9102)

金曜は午後7時まで市民課関係窓口を時間延長します

〇 本庁市民課、因島総合支所市民生活課  
 〇 各種証明書(戸籍・住民票・印鑑証明・所得証明)の発行・パスポートの受け取りなど  
 ※住所変更、パスポートの申請はできません。  
 〇 市民課 (☎0848-38-9102) 因島総合支所市民生活課 (☎0845-26-6208)  
 ※所得に関する証明については、事前に担当課へご確認ください。  
 〇 収納課 (☎0848-38-9172) 因島瀬戸田市民税係 (☎0845-26-6227)

11/5からスタート 住民票とマイナンバーカードに旧姓(旧氏)が併記できるようになります

住民票の写しやマイナンバーカード等に旧姓(旧氏)が併記できるようになります。  
 これにより、婚姻等で変更があった場合でも、旧姓が各種証明に使えるようになります。

記載できる旧姓

・初めて旧姓を記載する場合のみ、任意の旧姓を記載できます。一度記載した旧姓は、婚姻等により変更されていてもそのまま記載できます。  
 ・氏が変更した場合には、直前に称していた旧姓に限り変更できます。  
 ・旧姓の削除はできますが、その後氏が変更した場合に限り、削除後に称していた旧姓の再記載ができます。  
 ※旧姓は1人に1つだけ付けることができ、他市区町村に転入してもそのまま記載できます。  
 〇 市民課、各支所※住民登録地が市外の場合は登録の市町村窓口で。  
 〇 旧姓が記載された戸籍謄本等(※)、マイナンバーカードか通知カード[通知カード持参の場合は本人確認書類(免許証など)]  
 ※当該旧姓の記載されているものから現在の氏が記載されているものまで、全ての戸籍謄本等が必要。

旧姓(旧氏)とは

その人の過去の戸籍上の氏のこと。氏はその人に係る戸籍が除かれた戸籍に記載されています。

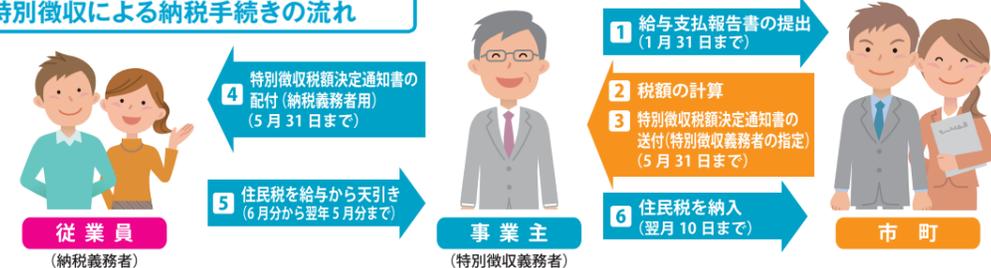
〇 市民課 (☎0848-38-9102)

事業主(給与支払者)・従業員の皆さんへ 令和2年度から個人住民税が特別徴収(給与からの差し引き)になります

特別徴収とは?

事業主(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同じように、毎月従業員(納税義務者)に支払う給与から個人住民税を差し引き、従業員に代わって市へ納入する制度です。税額は市から通知されるので、事業主が計算することはありません。  
 ※特別徴収は納期が年12回なので1回あたりの納税額が少額となり、従業員の負担も減ります。

特別徴収による納税手続きの流れ



◎毎月の給与の支給額が少ない人や、給与の支給が毎月ではなく不定期な人など、特別徴収ができない場合は普通徴収(従業員が自分で納付)となります。

制度の内容や手続きなどの詳細は ▶▶▶ 広島県 個人住民税特別徴収 検索

〇 市民税課 (☎0848-38-9152)